

広域振興局土木関係事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

広域振興局土木関係事務処理規程の一部を改正する訓令

広域振興局土木関係事務処理規程（昭和53年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付帳簿)</p> <p>第2条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長は、次に掲げる帳簿（盛岡広域振興局土木部岩手土木センター所長にあっては第25号から第30号まで、県南広域振興局土木部の遠野土木センター所長にあっては第6号、千厩土木センター所長にあっては同号及び第25号から第30号までを除く。）を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 国有財産使用等許可台帳（副）</u></p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>(22)</u> [略]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p><u>(25)</u> [略]</p> <p><u>(26) 宅地建物取引主任者資格登録簿（副）</u></p> <p><u>(27) 建築物等確認台帳</u></p> <p><u>(28)</u> [略]</p> <p><u>(29)</u> [略]</p> <p><u>(30) 建築士事務所登録簿</u></p> <p><u>(31)</u> [略]</p> <p><u>(32)</u> [略]</p> <p><u>(33)</u> [略]</p> <p><u>(34)</u> [略]</p>	<p>(備付帳簿)</p> <p>第2条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長は、次に掲げる帳簿（盛岡広域振興局土木部岩手土木センター所長にあっては第24号から第27号まで、県南広域振興局土木部の遠野土木センター所長にあっては第6号、千厩土木センター所長にあっては同号及び第24号から第27号までを除く。）を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>(22)</u> [略]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p><u>(25) 宅地建物取引士資格登録簿（副）</u></p> <p><u>(26)</u> [略]</p> <p><u>(27)</u> [略]</p> <p><u>(28)</u> [略]</p> <p><u>(29)</u> [略]</p> <p><u>(30)</u> [略]</p> <p><u>(31)</u> [略]</p>

(35) 道路工事施行承認台帳

(36) 河川工作物（新設・改修）許可台帳

(37) [略]

(38) [略]

2 広域振興局土木部ダム管理事務所長は、前項第1号から第3号まで、第11号及び第12号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

3 広域振興局土木部のダム建設事務所長及び土木センターダム建設事務所長は、第1項第1号から第5号まで、第11号及び第12号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

4 [略]

第5条 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、ダム管理事務所、ダム建設事務所及び土木センターダム建設事務所の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。

2 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、ダム管理事務所、ダム建設事務所及び土木センターダム建設事務所の長は、工事材料を支給する場合には、工事材料受払簿を備え付けて整理しなければならない。

(報告事項)

第9条 局長は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める期限までに部長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 道路占用許可報告書 毎年4月10日

(3) [略]

(4) [略]

(5) 河川関係許可（協議）報告書 毎年4月10日

(6) 土石等採取許可（協議）報告書 翌月10日

(7) 砂利採取計画認可（協議）報告書 翌月10日

(8) 海岸関係許可（協議）報告書 毎年4月10日

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 水位日表 翌月10日

(14) 水位月表 翌月10日

(15) [略]

(16) [略]

2 [略]

(他公所に対する準用)

(32) [略]

(33) [略]

2 広域振興局土木部ダム管理事務所長は、前項第1号から第3号まで、第10号及び第11号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

3 広域振興局土木部のダム建設事務所長及び土木センター整備事務所長は、第1項第1号から第5号まで、第10号及び第11号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

4 [略]

第5条 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、土木センター整備事務所、ダム管理事務所及びダム建設事務所の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。

2 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、土木センター整備事務所、ダム管理事務所及びダム建設事務所の長は、工事材料を支給する場合には、工事材料受払簿を備え付けて整理しなければならない。

(報告事項)

第9条 局長は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める期限までに部長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

2 [略]

(他公所に対する準用)

<p>第10条 第2条第1項第1号から第4号まで、第3条から第5条まで及び第7条の規定は北上川上流流域下水道事務所の事務処理について、第2条第1項第1号、第2号及び第4号、第3条から第5条まで並びに第7条の規定は花巻空港事務所の事務処理について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長」とあり、「広域振興局長（以下「局長」という。））」とあり、「局長」とあり、及び「広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、<u>ダム管理事務所、ダム建設事務所及び土木センターダム建設事務所の長</u>」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。</p>	<p>第10条 第2条第1項第1号から第4号まで、第3条から第5条まで及び第7条の規定は北上川上流流域下水道事務所の事務処理について、第2条第1項第1号、第2号及び第4号、第3条から第5条まで並びに第7条の規定は花巻空港事務所の事務処理について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長」とあり、「広域振興局長（以下「局長」という。））」とあり、「局長」とあり、及び「広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、<u>土木センター整備事務所、ダム管理事務所及びダム建設事務所の長</u>」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。